

令和3年度第1回社会教育委員会議 議事録

- 日 時 令和3年9月1日(水曜日)午後1時30分から午後3時7分まで
- 場 所 厚狭公民館 2階 第1研修室
- 出席委員 城戸 邦之委員、矢野 憲文委員、中川 繁人委員、河崎 知治委員
椋崎 八由美委員、富永 恵美子委員、長谷川 義明委員、大本 章男委員
野村 誠委員、半矢 幸子委員、江中 幸夫委員、能勢 俊勝委員
吉本 光良委員
- 事務局及び出席者 船林社会教育課長、池田課長補佐
安藤係長、柿並係長、來嶋係長、縄田主事
- 会議次第
 - 1 委員長あいさつ
 - 2 議題
 - 『公民館の地域交流センター化に関する提言書(案)』
(資料1 地域交流センター化についての御意見のまとめ)
(資料2 「公民館の地域交流センター化に関する提言書(案)」)
 - (1) 意見の共有・確認
 - (2) 項立てについての協議
 - (3) 提言名・内容についての協議
 - 3 その他
 - (1) 社会教育委員連絡協議会地区別研修会について(西部地区→防府市)
 - (2) 第43回中国・四国地区社会教育研究大会愛媛大会について
 - (3) 次回の会議について
 - 4 社会教育課長あいさつ

開 会

事務局

こんにちは。定刻より少し早いですが、皆様お集まりですので、ただ今より、令和3年度第2回山陽小野田市社会教育委員会議を開催したいと思います。私は事務局の社会教育課來嶋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

デルタ株感染拡大防止集中対策期間の中にも関わらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本来であれば、外出機会の半減、公共施設の利用中止ということで、会議の開催自体が難しい状態ではありますが、後ほど説明いたしますが、時期を延ばして行えないという状況になりまして、開催という判断をとらせていただきました。社会教育委員の皆様からの提言という大変重要なものであるため、書面ではなく、対面で行いたいという強い思いから本会議を開かせていただきました。皆様には無理を承知で集まっていたましたが、ご理解、ご了承のほどお願ひいたします。

それでは会に入ります前に確認をさせていただきます。本委員会は、「山陽小野田市執行機関の附属機関」に属しますので、「会議の公開に関する要綱」により、議事録をホームページで公表させていただきます。

また、資料1の2ページ本委員会規則第3条2にありますように、本日は14名中13名の委員のご出席で過半数となっておりますので、本会議が成立しますことをお伝えいたします。

なお、本日、教育長、部長は議会出席のため欠席となっております。ご了承ください。本日の第2回の会議につきましては、前回お伝えしましたように、公民館の地域交流センター化に関して、社会教育委員会議から教育委員会に対して提言をいただくということになりました。よりよいセンター化に向けて、委員の皆様全員から先月、貴重なご意見をいただいたところです。

本日はいただいたご意見をもとに作成した提言案をご協議いただけたらと思います。前回の会議では、第2回、第3回と提言案についての協議をお願いしたところですが、市の地域交流センター化に向けての動きが当初の予定より加速しており、第3回を開催する前に提出する必要が出てきました。本日ご無理をいって集まっていたところはここに関係しています。

本日は、限られた時間ですがしっかりとご意見をいただき、提出の準備を整えたいと考えております。

最終的には、再度集まるというのは難しいと思いますので、吉本委員長と事務局で再構成させていただき、提出するという形にスケジュール的にならざるを得ないと考えていますが、よろしいでしょうか。

(委員から「はい」という声あり)

それでは早速ですが、吉本委員長からご挨拶をいただきます。吉本委員長お願ひいたします

委員長あいさつ

委員長

はい、皆様ご苦勞様でございます。特定のメーカーを宣伝してはいけませんが、エネオスがオリンピックの聖火の燃料は水素で、水素をエネオスが持ってきましたという宣伝もやっていますね。ちょうど私が小学校の頃、埴生津布田の炭鉱が潰れました。山陽小野田を見ると昭和31年から44年にかけて、この山陽小野田市の炭鉱がほとんど潰れたわけです。脱炭素社会からSDGsということで、どんどんエネルギー革命が起こりつつあります。10年経ったらどうなるのか。現在は本当に変革の時代です。改革を恐れていては、取り残される時代となりました。どうぞ皆様思い切ったご意見をいただきまして、よりよい社会教育ができる山陽小野田になりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。これからの議事進行は吉本会長にお願いします。

議題

委員長

それでは、『公民館の地域交流センター（仮称）化に関する提言書（案）について』の議事に移ります。まず、①社会教育委員の意見の共有、確認ということで資料の説明をお願いいたします。

事務局

はい。事務局の方からご意見の共有・確認ということでご説明をさせていただきます。

第1回目の社会教育委員会議を終え、委員の皆様にご意見を求めさせていただきました。委員の皆様には3つの視点に基づいたご意見をいただいております。

1つ目が地域住民の学習の拠点としての役割、機能を果たしてきた公民館の機能をセンター化する中で維持するためにはどうあるべきか。

2つ目が地域づくり・人づくりの拠点としての役割・機能を果たしてきた公民館をセンター化する中で、より充実した施設にするためにはどうしたらよいか。

3つ目が上記の役割や機能を踏まえたうえで、適正な職員配置と予算措置はどうあるべきか。

そして、その他ということでご意見をいただいたところです。

委員の皆様から頂いたご意見は資料1に分類をさせていただきました。すでにお目を通していただいていると思いますので、簡単に皆様のご意見をご紹介します。

まず1点目として『これまでの公民館機能の維持・発展について』という分類をさせていただきます。委員の皆様からは、現在の公民館の主催講座の維持すること。現在公民館で行っている公民館クラブ活動の継続。コミュニティ・スクールを始めとした学校・家庭・地域の連携・協働のための第2コーディネーターの役割の継続などのご意見をい

ただいております。

また、さらに現在公民館では行うことができていない、新たな利用者層の獲得のための手立て、具体的には地域ニーズを調査し、それを取り入れた講座の展開や、利用条件の緩和による新たな利用者層の獲得などについてもご意見を頂いております。

ここでは、主に現在公民館で行われている「学び」の活動の維持及び更なる充実とともに、「つながりづくり」のためのコーディネート機能の確保について、ご意見を頂いているところです。

次に、2点目『職員配置・職員の育成について』ということで、分類しております。多くの委員の皆様にも、現状の公民館機能を維持したうえで、「協創によるまちづくり」を推進していくためには、現状の館長、主事の2名体制ではマンパワーが足りないことから、各館に職員の増員が必要であること。

また、「学び」や「まちづくり」の専門職員を配置すること。具体的には、『社会教育士』の配置及びその養成のための予算の獲得、また職員の資質向上のための研修会への参加、またその研修会の実施について、ご意見を頂いております。

次に3点目、『市民センターの業務について』です。委員からのご意見として、センター化後のセンターとしての業務や、センター職員の具体的な役割、権限等を明確にするための協議を進めること。地域人材の発掘、後継者問題の解決のための地域人材の育成、及び地域団体の育成と自立への支援を行うことなどが挙げられています。

次が最後です。その他の項目としてまとめさせていただいています。皆様からのご意見は以下の通りとなっております。

簡単ではありますが、情報共有に関する説明は以上です。

委員長

「①社会教育委員の意見の共有、確認」の説明がありましたが、ご質問、ご意見等、ありませんか。よろしいですかね。

それでは次の②の項立の協議に移ります。事務局の方から説明をお願いします。

事務局

先ほど、事務局から、委員の皆様全員からいただいたご意見の共有がありました。現在の地域コーディネーターのこと、センター機能の柱について、社会教育主事の育成、地域人材、後継者の確保・育成、住民のニーズや要求に応じた講座、郷土愛に関する連続講座、利用者層の拡充、センター長の資質など、さまざまな面においてのご意見をいただきました。これらをグルーピングし、提言の項立てを行いました。簡単にご説明させていただきますので、後ほど項目名や順序、追加項目や削除項目など、ご意見があればお願いします。それでは資料2をご覧ください。

資料2は、表紙が地域交流センター化に関する提言についてという鑑文がついているものです。まず、内容ではなくて、項立について、ご説明いたします。まず、こちらの提言書を1枚めくってもらって、最初に表紙があり、その後にはじめにとあります。この提言を作成するにあたってという意味ではじめにと書いております。そして、次の2ページを

ご覧ください。2ページは、提言の作成にあたっての4つの視点をもとにこの提言が作られているということを記載しております。3ページから提言の中身になります。項立の大きな1番、地域住民の学習の拠点としての役割機能についての(1)主催講座の内容の充実及び維持・確保についてですが、センター化後もより主催講座を充実させていくべきだというご意見を多くいただきましたので、提言の項立の最初にしております。二つ目に、学びの還元のための公民館クラブ。大変活動が活発な公民館クラブでございますが、こちらのほうも、引き続き、継続をお願いするというので(2)として項立にしております。4ページをご覧ください。4ページの(3)、こちらのほうは、講座の運営に関する支援、ということで項を作っております。(1)は内容の充実及び維持・確保という項立ですが、(3)は、実際に講座を運営するにあたっての支援の在り方について提言をさせていただきます。後ほど、本文についてはご説明をさせていただきますが、教育委員会がしっかりと講座の運営に関わることを提言の中に盛り込んでおります。大きな2番の地域づくり・人づくりの拠点としての役割・機能についてです。新しくできるセンターの主な機能は、地域づくり、そして生涯学習、こういったものが多かったと思いますが、この地域づくりに関するものを、大きな2番にしております。(1)地域団体への育成・支援に向けてという項立をしてしております。やはり、地域づくりに関して、多くの地域団体がこの地域の下支えをしていただいております。どこの地域団体も、後継者不足という部分に頭を悩ませていると思います。こういったことに関して、センターはしっかりと支援、または育成を続けていこうという内容をここに盛り込んでおります。(2)地域人材の発掘・育成に向けて、ということでこれからの活躍が期待される新しい地域人材の発掘といった部分も、センターとして、しっかりと進めていただきたいということをここにまとめております。次のページをご覧ください。6ページの(3)ということで、皆様方のご意見に多かった、学校に関するものをここにに入れております。特に本市においては、学校と地域の連携である、地域学校協働活動が大変活発でございます。この部分において大変重要な役割をされるのが、地域コーディネーターです。(3)はこちらの方も決して活動を衰退することはないように要望する内容としてしております。大きな3番に移ります。適正な職員配置と予算措置について。(1)職員の増員ということで、先ほどお話がありましたが、センター化後は職員の業務が多岐にわたることが予想されます。これまでの公民館業務に加えて新たな業務が発生するのであれば、当然ながら職員の増員は必須であると思いますので、そういう内容にしてしております。7ページをご覧ください。7ページの(2)兼務辞令についてです。公民館が地域交流センター化する中で、現時点では市民活動推進課の所管になると考えられますが、教育委員会もしっかり関わることは出来ないかということで、そういった項立をしてしております。館長、主事に対して市民活動推進課及び教育委員会社会教育課の辞令発令を求めるということを書いております。その次、(3)専門的職員の配置についてですが、こちらの説明は割愛させていただきます。(4)職員の研修機会の提供、こちらのほうも、タイトルどおりです。(5)センター長についての所ですが、こちらのほうも大変多くのご意見をいただきました。具体的にどういった人物がセンター長に適しているのか。そのことを提言としてこの項に書き入れております。8ページをご覧ください。(5)予算措置について。こちらはこれまで使ってきた予算等の確保、それから、新しい

講座を開始するという事になれば新規講座開催の為の予算も必要であるという事を書いておられます。後半には社会教育主事、社会教育士講習受講の為の必要経費についての内容としておられます。大きな4番、その他、条件緩和についてという事で、センター化後は社会教育法の制限から外れていくというわけですが、やはり公共の施設という事で、公共性の担保をお願いするということを書いておられます。最後におわりにという事で、社会教育委員として、大切にしていきたいことをまとめさせていただいております。以上、項立についての説明でした。

委員長

ありがとうございました。この提言書の項立について説明をいただきました。皆様ご意見はございますか。

事務局

すいません。基本的なところで大変申し訳ないのですが、大きな3番、適正な職員配置・予算措置のところ、8ページに予算措置についてと書いてありますが、ここの番号(5)は誤りで(6)が正しい番号です。大変申し訳ございません。

委員長

はい。予算措置について(6)に変更してくださいということです。ずっと項立の説明がありましたけど、本文を一回すべて読んでもらいましょうか。事務局の方にこの提言を全部読んでいただいて、委員の皆様は気になるところはチェックをしておいてください。後でまとめて、ご意見を伺おうと思います。

事務局

はい。それでは本文を読ませていただきます。時間かかると思いますがお付き合いください。はじめにから読ませていただきます。

1ページをご覧ください。はじめに本提言は、「協創によるまちづくり」の一環として推進されている公民館の地域交流センター(以下、センターとする。)化に伴い、社会教育の一端を担っている現在の公民館機能をさらに充実させることに配慮した行政改革になることを願うものである。平成30年、中央教育審議会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」が出された。この答申では、第1部「今後の地域における社会教育の在り方」の中で、「学びと活動の循環」を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進していくこと、新たな社会教育の方向性として、住民の主体的な参加のためのきっかけづくりやネットワーク型行政の実質化等を通じた「開かれ、つながる社会教育」の実現が求められていること等が示された。第2部では「今後の社会教育施設の在り方」の中で、公民館をはじめとする社会教育施設には、まちづくりの拠点や地域の防災拠点などとしての役割が期待され、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが提言され、施設の所管替えについても言及されたものであった。

本市においては、今年7月に開催された第1回社会教育委員会議において「公民館のセンター化」が検討されていることが市長部局より伝えられた。その内容は公民館から地域交流センターへの転換ということで、所管替えのみならず、公民館の社会教育の機能形態をも変えようとする計画であった。

現在、本市の各地における公民館活動は年々充実してきており、高齢者教育から幼児教育、防災教育や環境問題等、幅広い学習課題に対応した講座を設けている。特に、家庭教育の重要性が叫ばれている昨今、保護者のつながりづくりを企図している家庭教育支援チームの活動は大変重要となっており、その活動拠点である公民館の存在意義は大きい。また、女性会、婦人会、子ども会、自治会協議会やふるさとづくり協議会等の各種団体、地域学校協働活動における地域コーディネーター等、公民館を拠点とした地域づくりや学校支援も行われている。

このように、当市における公民館活動を通じた社会教育の活性化は、各公民館で年々充実してきているところである。また、全国的に見てもまちづくりにおける公民館活動の重要性が再度見直されている昨今である。

以上のことから公民館をセンター化するにつれ、公民館活動や社会教育の重要性を十分加味した行政改革が行われるよう切に願う。そこで、本委員会においては、公民館をセンター化した後も、社会教育が維持・発展されるよう、以下の視点のもとに提言をとりまとめることとした。視点1 地域住民の学習の拠点としての役割・機能を果たしてきた公民館の機能をセンター化する中で維持するためにはどうあるべきか。2 地域づくり・人づくりの拠点としての役割・機能を果たしてきた公民館をセンター化する中で、より充実した施設にするためにはどうしたらよいか。3 上記の役割や機能をふまえた上で、適正な職員配置と予算措置はどうあるべきか。4 その他。次3ページ目です。

1 地域住民の学習の拠点としての役割・機能について。(1) 主催講座の内容の充実及び維持・確保。これまで公民館が担ってきた生涯学習や社会教育の一端である主催講座の機能はセンター化以降も、より充実させ、維持・確保をする必要がある。これまでの公民館の取組では、地域の特色を生かした講座をはじめ、住民ニーズ(要求課題)を敏感に捉えた事業が実施されている。しかしながら、地域の持続可能性を高める、必要課題を満たした講座は充実しているとは言い切れない面もあり、センター化を契機に今後、改善していく必要がある。改善のためには住民との普段の交流や講座後のアンケート調査、地域行事への参画などで、必要課題を見出し、講座を計画しなければならない。郷土愛と地域への所属意識を育むための山陽小野田市に関する歴史連続講座なども必要課題解決の一助となり得るかもしれない。

なお、講座開催に関する必要な予算については現状通りの額を維持することを求める。センター化当初は生涯学習機能を維持することを謳っていた自治体においても、予算を年々削られていった結果、貸館機能中心のセンターへと変化してしまっただけのところもある。本市においては「学びと活動の好循環」から「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が進むよう、主催講座の予算確保を要望する。

(2) 学びの還元のための公民館クラブ(自主活動サークル団体)の継続。本市における公民館クラブは平成5年4月に、学習者が一生涯学び続けるために、また公民館として

学習機会の拡大を図ることを目的に発足したものである。平成18年の教育基本法の改正、平成20年の社会教育法の改正において、「学びの成果の還元」、「学校・家庭・地域の連携」等、従来の「個に収束した学び」とともに「連帯感の醸成」つまり、地域づくりを意識した役割が社会教育に求められるようになった。

本市公民館クラブでは、平成25年に社会貢献、還元活動を公民館クラブの評価基準に加えたことで、現在クラブ学習者においては、この考えが浸透し学校や地域での貢献活動を行う方が増え、住民の地域づくりへの意識が高まってきている。

社会教育における学習活動には、地域課題の解決という目的も含まれている。「学び」を深めた学習者が地域の課題解決に向けた取組に一人でも多く参画してもらうため、「学び」の場である「公民館クラブ」を引き続き継続していくことを切望する。

(3) 講座運営に関する支援(生涯学習に関する支援)。学習講座の開設は、社会教育や生涯学習を推進するセンターの主事業となる。公民館がセンター化し、管轄課が市長部局へ移管する利点としては、他課が所管するまちづくり事業や人づくり事業の啓発教室や推進事業をセンターにおいて実施しやすいところである。センターと各課の連携・協力のもとに、意図的、計画的に講座が開設されるよう配慮いただきたい。講座が単なるイベントに終わらず、社会教育という視点を考慮すると、計画実施にあたっては教育委員会が積極的に関与することが重要である。既存のスキルをセンターに提供し、講座を支援しながらも、必要に応じてイニシアティブを握り、生涯学習を展開していくことが教育委員会には求められる。

また、よりよい講座や運営方法が単一センターだけで終わることなく、市内センター全体のレベルアップを図るとともにセンター長や職員の資質を向上させるためにも、これまで公民館が実施していたようなセンター長会議や主事会議なども定期的開催継続されることを望む。

2 地域づくり・人づくりの拠点としての役割・機能について。(1) 地域団体への育成・支援に向けて。本市には約340の自治会があり、地域に密着した存在として、市民の生活を支えている。また、小学校区を単位として、自治会協議会やふるさとづくり協議会、地区社会福祉協議会などの地域団体が存在しており、自治会とこれらの団体が協力し合うことで地域づくりが進んでいる。

各地区における地域団体は、行事の計画運営、福祉・環境・防災関係に携わる業務、地域学校協働活動に関連する、学校支援・地域貢献などを主体的に行っており、住民自治の基礎は順調に築かれつつあるといえる。

令和3年に出された「協創によるまちづくり」推進指針(以下、協創指針とする。)の第4章に記載されている、めざすべき地域の姿「地域に必要なことを、自分たちで決め、自分たちで実行できる(住民自治の実現、行政依存からの脱却)」の状態に近づいている。センター化後も、この状態を維持・発展させるためには、各団体のリーダーの育成と自立的な運営の継続支援が必要である。市は地域が解決できること、行政が解決すべきこと、地域と行政が一緒になって解決することを地域と共に共有し、必要に応じた地域団体の支援を進めるべきである。

なお、地域団体の高齢化、小規模化の状態は深刻で、後継者不足に悩む団体も多い。新

しくできるセンターは「協創指針」にあるように「中間支援組織機能」を発揮し、地域団体の活動維持に関する支援についても図り、持続可能な地域づくりが進むよう配慮いただきたい。

(2) 地域人材の発掘・育成に向けて。持続可能な社会づくりを進めるためには、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要であるが、この主体となる住民組織において、若い力の導入が必要なことは論ずるまでもない。センターは「地域づくり」の一つとして、若い力の発掘と活動への引き入れを企図しなければならない。具体的な方法としては、高校生をはじめ小中学校生など、これまでターゲットから外れていた若者層が主人公として活躍できる機会の提供（受益者感覚だけではなく当事者意識を持った参画）を行い、地域参画意識の醸成を図っておくことが必要である。これについては、今まで公民館が培ってきた良き地域との信頼関係を維持し、（ソーシャルキャピタルの維持）そのネットワークをもとに個別的な声かけを行ったり、地域学校協働活動を展開する中で、保護者や子どもとの協働活動の計画運営を行ったりすることが考えられる。

また、活動を行う中で、楽しさを感じてもらいながらも、自らが住む地域に対しての課題意識に気づいてもらえるような働きかけも必要である。参加者意識から参画者意識への転換を行うことで、学ぶことの必要性を感じてくる。そういった人材を育成していくためにも教育委員会は地域づくりに関わる人材への研修の場を提供しなければならない。現在、行われている本市独自の研修会「地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト」研修会、山口県が行っている「地域コーディネーター養成講座・家庭教育アドバイザー養成講座」、及び「地域コーディネーターステップアップ講座・家庭教育アドバイザーステップアップ講座」等の研修の場を積極的に今後も周知していく必要がある。

(3) 学校・家庭・地域との連携・協働について。公民館はこれまで、地域の拠点のみならず、学校や家庭との連携拠点としての役割も果たしてきた。特に地域学校協働活動においては、公民館長が第2コーディネーターとして活躍し、地域と学校のパイプ役として学校支援、地域貢献に寄与してきた。本市においては、他市にはない「地域教育協議会」も各小中学校に設置されており、地域と学校の協働活動は大変活発に行われている。地域づくりへとつながっている事例も多い。センター化以降も学校と地域の連携・協働が発展し続けるよう、センター長の維持すべき役割として、地域コーディネーター業務の継続が必要である。また、地域づくりの核の一つとして期待される地域学校協働活動推進員（現在は第1コーディネーターと呼んでいる。令和4年度からの委嘱に伴い、名称も変更。）にも、センター化や地域運営組織についての情報提供の場を設けていただきたい。なお、地域学校協働活動推進員の委嘱は教育委員会において行われるということからも、推進員の資質向上に係る研修は教育委員会が主体となって行うべきだと考える。

3 適正な職員配置と予算措置について。(1) 職員の増員。山陽小野田市の公民館は、各地域の社会教育・生涯学習の拠点、地域の各種団体の活動・研修の場、国や県、市の公務の出先機関として、その機能を発揮し、地域住民にとってはなくてはならない存在となっている。近年では公民館長が地域連携教育の主軸的な立場となる第2コーディネーターとしての役も担っている。これらに加え、「地域づくり」という大きな命題を抱えるセンターでの業務は多岐にわたるのみならず、膨大な量が当然ながら予想される。職員増を行

わなければ、現在行っている公民館業務ですら、滞ってしまうことは明々白々である。「持続可能な地域づくり」「センターを地域づくりの拠点」「新たな地域運営組織」をめざすため、また、地域団体の支援・育成、地域人材の育成を行っていくために、各館1名以上の増員は必須である。

(2) 兼務辞令。市民センターに求められる大きな役割として、「地域づくり」と「生涯学習の充実」の2つがある。協創によるまちづくりを推し進めるためには、市長部局と教育委員会との連携、横のつながりを強固なものにする必要がある。この連携、つながりが有名無実なものではなく、効果的かつ永続的なものにするため、市民センター職員（センター長・主事）の兼務辞令の発令を検討いただきたい。館長、主事に対して、市民活動推進課、及び教育委員会社会教育課、それぞれの辞令発令を求める。

(3) 専門的職員の配置。「協創によるまちづくり」を進めていくためには、思い切った先行投資が必要だと考える。上述したように、センターの主たる機能として「地域づくり」が入ってくるのであれば、センターで勤める職員には専門的な見識が必要である。地域フォーラムで市長も話されたように「社会教育士」または「社会教育主事」の配置が必要となる。全国的にも「社会教育士」の必要性が叫ばれているが、本市においても、思い切った先行投資を行い、「社会教育士」の養成を進め、将来的には各館に社会教育士が配置される状況をつくらなければならない。当面は、社会教育主事有資格者や社会教育に関わる行政経験のある者を配置していく必要がある。

(4) 職員の研修機会の提供。センター長及び主事においては、地域づくり、生涯学習を中心とした多くの業務を抱えることになる。業務内容が多岐に渡るため、広い見識がセンター職員には求められる。そこで、教育委員会は、先述した県や市の研修を周知し、職員の地域づくりと生涯学習に関する資質向上を図らなければならない。

(5) センター長について。センターは各校区の人づくり、地域づくり、社会教育の推進という観点から考えると、その全体を統括するセンター長は、地域、行政、教育に見識のある人物が適任だと考えられる。その該当者として以下が考えられる。①社会教育主事資格を有する行政経験者、又は教育管理職経験者。②社会教育士（※）資格を有する行政経験者、又は教育管理職経験者。センターの主たる機能として「地域づくり」「生涯学習」が挙げられるが、これら2つの視点から考えると、資格をもち専門性の高い人材、そして、行政や教育に携わった経験のある人物が適任であると考えられる。センター設置後の地域運営組織の立ち上げを考えても、今後早急に社会教育士の資格をもつ人材の育成が求められる。

※「社会教育士」は教育委員会事務局や教育委員会所管の社会教育施設で活動するのみならず、行政の他の部署（福祉、環境、まちづくりなど）やNPO、民間企業等にも所属して、地域社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに活躍していくことを図るため、令和2年4月より施行・新設された称号である。取得要件を満たすと「社会教育士（養成課程）」を称することができ、履歴書や名刺に「社会教育士（養成課程）」と明記できる。

(6) 予算措置について。これまで公民館が行ってきた講座が、生涯学習機能を有するセンターに変わった後も、引き続き充実した講座が開催できるよう、予算確保をお願いします

る。現状の講座開催のみならず、センターの機能を考えると「地域づくり」に関する新規講座開設のための予算確保も必要である。

また、社会教育主事講習受講のための必要経費の予算確保も必須である。「地域づくり」と「生涯学習」の2つの機能を有するセンター勤務は、当然ながら、専門性を求められる。全国的にも「社会教育士」の需要は高まっており本市においても早急に社会教育士資格を有する人材の確保が必須である。

4 その他。条件緩和について。公民館は社会教育法に基づく生涯学習や地域づくりの活動拠点としての施設であり、教育の中立性を確保するため同法第23条（公民館の運営方針）において、「営利、政治、宗教」に関する禁止事項を設けている。

施設を市長部局へ移行後は、それらの制限がなくなり、物品販売や有償講座の開催など多様な活動が展開されることが想定されるが、際限なく利用可能とするのではなく、特定の個人・団体のみが利益を得ないように、一定の制限を設けていただきたい。センター化後も、公共性の担保については、しっかりと検討をお願いしたい。

おわりに。本委員会に市から「公民館の地域交流センター化」についての説明があったのは今年度7月に入ってからであった。社会教育委員として、市の社会教育振興のため、各々が公民館を始めとする社会教育施設において活動をしてきた分、社会教育の核となっていた公民館がコミュニティ施設に変わるという話は、狼狽せずにはいられない思いであった。

しかし、公民館をはじめとする社会教育施設には、まちづくりの拠点や地域の防災拠点などとしての役割が期待され、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが提言（「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」平成30年12月21日）されているように、幅広い地域課題や様々な要望に対応するための行政改革であろう。

センター化が進めば、施設は社会教育法の適用から外れ、生涯学習に加え、住民の自主的な地域づくり活動など、利用の幅が広がる。これまで制約のかかっていたような活動も新たに生まれることであろう。しかし、ここで肝要なことはセンター化した第1義を決して失念することなく、あくまで地域づくりに関する活動を進めていくことを柱にしなければならぬということである。社会教育施設からコミュニティ施設へと転換した自治体において、当初の目的があいまいな状態になっている場所もある。センターは多機能型施設であるがゆえの副作用ともいえるかもしれない。いずれにせよ、本市のセンター化の主たる目的は「地域づくり」であることを忘れてはならない。

これまで公民館においても、当然ながら「人づくり」「地域づくり」「つながりづくり」は行われてきた。特に「学び」の分野においては、趣向を凝らした講座が展開され「人づくり」や「つながりづくり」は十分に行われてきた。「地域づくり」は「人づくり」「つながりづくり」があってこそのものである。これまで以上に主催講座が充実し、各地域において住民が真の意味で主体となって活躍し「地域づくり」が進んでいくことを切に願う。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。休憩を取りたいところですが、あと45分しかありませんので続けます。今、提言を読んでいただいた上で、皆様方のご意見があればお願いします。1ページから2ページについてご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは次に2ページに移ります。地域住民の学習拠点としての役割機能について、こちらの内容が3ページ4ページにかけてあります。この部分についてのご意見はございますか。はい。どうぞ。

委員

(1)の上から6行目あたりです。各講座、具体的に挙げてありますが、それらは小さいことであって、具体的な講座名を提言に入れる必要はないと思います。それからその文章の終わり、必要課題の解決の一助になりうるかもしれないという書き方は一般論的な書き方ですね。その辺りの表現を修正してほしいです。訴えたいことに直接迫る表現にした方がいいと思います。

委員長

今のご意見は、3ページの(1)8行目あたりの郷土愛の所あたりですか。必要課題解決の一助となりうるかもしれない、ここは曖昧だと。

委員

そうですね。一般論的な表現になっている。それからその上の必要課題を満たした講座が充実しているとは言い切れない面もあり、ということは、今の公民館活動が十分でないということになってしまいますよね。本当に十分でないのか。現在の公民館活動は充実していると思います。だからその後がアンケート、地域行事の参画などで課題を洗い出せというような、今の公民館に対して発破をかける内容となっている。今の公民館に向けて、ではなくて、センター化に向けての提言にするべきであると思います。

委員長

ありがとうございました。ここの(1)の初めの2、6、8行目をもっと的確に、新しいセンター化に向けての要望に変えてくださいということでありました。事務局はよろしいですか。

事務局

各公民館それぞれの違いがあると思いますが、委員の皆様のご意見をいただく中でもっとしっかり充実しないといけないというご意見もあり、何もかも公民館はできているという表現にはしづらい面がありまして、ご指摘があったような表現になりました。

ここで委員の皆様にお聞きしたいのですが、そもそもこの部分は必要ですかね。必要課題に関しては今後しっかりと充実するよということとは書くべきだと思いますが、私どもが書いている部分が、そもそも必要なのかなのか、ご意見を伺いたいと思います。

委員

これを読みますと、充実しているとか、やっぱり住民ニーズを敏感にとらえたという表現がありますが、これは公民館側から見た結果ですか。それとも住民の意見を聞かれた結果なのか。そのあたりはいかがでしょうか。私はこれを見た時に、公民館側から見た意見だと思いましたが、どうでしょうか。

事務局

今言われたように、どの視点なのかというのは、確かに重要だと思います。私が考えているイメージは、社会教育委員の提言ということなので、基本的には皆さんの見方を書くべきだと思っています。ただ公民館側のご意見、教育委員会側のご意見という風に取り取れる内容になっているかもしれませんが、皆様が提言されるという形で皆様の見方として書きたいなというふうには思っております。

委員

最初の1ページ目、2ページ目についてなのですが、公民館のセンター化にあたって、何かこういうことはしなきゃいけないという具体的ものはあるのでしょうか。例えば地域の方のこういったことを生涯学習として勉強させていきたいとか、防災についてもっと市民に意識さないといけないとか。その割合をだして、全体のトータルとしてこういうことをやっていくというものがあるのかどうか。そうじゃなくて漠然と皆がやりたいということをもとめて講座等を展開させていくのか。なぜこういったことを聞くのかということ、私は山陽小野田市に来る前に、下関と長門市と広島にいました。私がこっちに来たのが、山陽小野田市が合併した後の2000年前半頃です。その頃も、今でもかもしれませんが、旧山陽町と旧小野田では1つの山陽小野田市としての文化的な認識がまだできていないのか。もう1つ、住民がこれからどんどん減っていく中で持続可能なまちづくりをしていきたいということであれば、下関のように講座はたくさんあっても人が減っていく、1つの講座について、3人来る予定が2人休みましたというような状況になってしまう。山陽小野田市もそうならないといけないので大きな項目立てをして講座を展開しないといけないと思います。そのときに歴史とか文化とか、防災とか、環境とかそういったものは、絶対必要なことであり、推進していかなければならないが、今の公民館で補えてないのであれば、無理にでも補っていく必要がある。厚狭公民館でいえば昔、美祢から日本の古典を教えに来られた方がいらっしゃいました。もう高齢になり、やめられましたが、凄く充実してエキサイトした講座でした。やっぱり何が足りないとかは、地域によって違うでしょうが、地域の人たちが自分の地域の歴史文化を知ることによって愛着、郷土意識が生まれるし、誇りも生まれることがあります。

委員長

はい、ありがとうございます。今のご意見を織り交ぜて、必要課題、要求課題について事務局と打ち合わせをして、ここの部分を書き直しておきたいと思います。それでは、次に行きます。はいどうぞ。

委員

3ページでございます。先ほどご指摘のありました(1)の説明がありましたが、2つ目のパラグラフがありますね。なお、講座開催に関する必要な予算については現状どおりの額を維持することを求める。はい。センター化当初は生涯学習機能を維持することとなっていた自治体においても、予算を年々削られていった結果、貸館機能中心のセンターへと変化してしまったところもある。この説明というのは、非常に読みづらいと思います。そもそもセンターというのは、今後公民館を地域交流センターにする、これをセンターと言っているわけですよね。そうすると貸館機能中心のセンターへと変化してしまったところもあるというのは、過去の問題ですか。現在の問題ですか。将来ですか。

委員長

これは事務局が調べた他市の事例を述べた所だと思いますが、それを入れておいた方がいいですか。

委員

先進事例ですか。それともただ単に貸館機能中心の公民館へと変化してしまったところもあるという意味を指すものですか。

事務局

失礼します。これからセンター移行していく中で、様々な機能が求められてきまして、この機能については、これから事務局の方で話し合って協議していくと思うのですが、少なくとも地域づくりに関することや、生涯学習に関するものは間違いなく入ってくると思います。同じようにこういったことを謳ってきた自治体において、特に生涯学習、学習分野において、予算が減らされた結果、主催講座を展開することが出来なくなってしまったような自治体も例としてあるということで申し上げます。

委員

本市の事例ではないということですね。

事務局

はい。本市の事例ではありません。

委員

だとしたら説明が少し足りないと思います。はじめにから始まって全てセンターというのは、これから生まれる本市の地域交流センターを意味するものだけですよ。それと混同されるような表現は、やめたほうがいいかな。

あともう1つは7ページに市民センターという言葉が出ておりますよね。市民センターに求める大きな役割の所。この市民センターは何を意味しているのか。これから生まれる

本市の地域交流センターのことを指すのではないですよ。

事務局

すいません。ここは誤りです。地域交流センターの誤りです。地域交流センターをこの提言のなかでは。

委員

そうではなくて、冒頭に地域交流センター化、以下センターとすると書いてあります。だから市民センターという書き方は変だと思います。このセンターというものは本市における近未来の地域交流センターのことを総称してセンターという。それで統一していただくようにお願いします。

委員

7ページの(2)の上から5行目の市民センター職員というのも、センター職員という意味ですよ。

事務局

ありがとうございます。紛らわしい表現でありますので、最終的にはきちんと統一した表記にしたいと思います。ありがとうございます。

委員

それから同じく7ページの館長、主事に対しても、とありますが、この館長もセンター長になるわけですよ。

だから、その辺りの文言も、統一してセンター長に替えたほうが良いと思います。

委員長

文言についての修正の指摘がありました。ありがとうございました。事務局と修正をしていきましょう。まだ他にありましたらどうぞ教えてください。

5ページの(2)の若い力の導入っていうのがありますが、小、中、高校、あるいは大学も入るのですか。

事務局

はい。そうですね。山陽小野田市は大学がありますので、大学まで入れようと思います。

委員長

本当は民間企業も入れたいところですね。

事務局

提言の中に入れるというのは、可能だと思います。企業等と協力していくべきと入れる

のは難しくはないです。

委員長

学校だけでは地域おこしはできないから、企業が入ってこないと。

委員

地域自治の中には企業が入っていますよね。だから入れていいと思います。特に地区で、企業にいろいろお願いするということがありますので、ぜひ入れていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございます。今のご意見をふまえて企業等と入れたいと思います。ありがとうございます。

委員

4 ページの（3）に関する支援のところです。6 行目あたり。社会教育と、から、教育委員会に求められる、とありますが表現としては教育委員会との連携していく、というあたりじゃいけないんだらうか。それからこの書き方は、教育委員会と市長部局は近未来のセンターになったら、並列状態で、もう行くことが決まっているものです。決まってないですよね。だから、教育委員会、市長部局の在り方は、こうあってほしいとかそういう大まかな方向ぐらいを、訴えていった方がいいと思います。

それから、次の段落の所ですが、これまで公民館が実施していたようなセンター長会議や主事会議なども定期的に各開催継続されることを望む、と。これは新しいセンターになってみないとセンターがどういった運営方針を掲げてやっていくか分からないので、項目に挙げるには小さいことではないかと思います。書くならば、連絡会議などを通してレベルアップを図っていくことが大切であるとか。そういう方向性だけを示したほうがよいと思います。

委員長

4 ページの真ん中に、教育委員会が、イニシアチブを握るということが書いてありますが、これは、要望、希望であると書く必要があるかなと考えました。ここは検討事項にさせていただきます。

委員

関連でそこを聞きます。今教育委員会がイニシアチブを握る、生涯学習を考えるときの、社会教育課、そして教育委員会の役割ということが全体を通してちょっと書いてあるかなと思います。それは、先ほど他市の先進地、既に公民館が市民センター化した他市の県内の様子を見てみると、実は主催講座含めた学習機能が、軒並み低下している。それは間違いない。山陽小野田市が同じ轍を踏まないために、センター化した後も主催講座等の学習

機能の面を担当するのは当然1番ノウハウを持っている社会教育課を始めとした教育委員会でなければならない。他市の学習機能が低下したということ进行分析してみると、いわゆる串団子でいう串に当たる部分の担当課が曖昧になっています。そのため、学習機能が低下してきたと言えます。それを鑑みると、串団子の串の役割をするのが、私は山陽小野田市で言えば、教育委員会社会教育課であるべきだなど。生涯学習について1番ノウハウを持っているのは教育委員会ですので、この社会教育委員としての提言の中には、議論すべき問題である生涯学習の確保については出てこないといけない。表現の仕方については、いろいろ委員さんが言われたように、よりいい表現に変えるのは大事ですが、やっぱり今後、教育委員会が学習についてはリードしていくということは書いておかないと、他市と同じような状況になってしまっても最終的に予算も使わなくなって、貸し館だけになってしまうところになるのではないか。それが今の公民館からすると危惧される場所ですので、地域づくり人づくりを山陽小野田市が目指すのであれば、そこは欠かせないと思います。

委員長

はい。ありがとうございました。今のところの表現を少し考えましょうということでございます。基本的には変えないほうがいい。それでは次にさっき言いましたけども(2)の4ページから6ページに関して何かご意見ありますか。

委員

5ページの(2)です。人材育成の研修のことが書いてあると思います。地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト、県が行っている養成講座等はすごく具体的な研修の名前が書いてありますが、要はここで言いたいことは、そういう研修にしっかり参加させて、資質向上させ、人材育成をしていく必要があるということですよね。だからこの部分もそういう方向性だけを書いたほうがいいと思います。来年には県の養成講座が無くなる可能性もありますし。だからその辺を考えると、大きいくくりで方向性だけを示すようにしたほうがいいと思います。

委員長

はい。ご意見もあったところは、具体的な研修会とか名前を書くのではなくて、大まかな方向性を示すということでしたが、どうでしょうか。

事務局

具体的な名前が入っている必要はありません。文章が長いので短くしていきたいと思えます。

委員長

はい。それでは各種研修会を周知していく必要がある、ということでもいいでしょうか。

事務局

短くまとめたいと思います。

委員長

それでは、次に行きます。(3)、適正な職員配置と予算措置について、6ページ、7ページ。それから、8ページにかけての所です。よろしくをお願いします。

委員

7ページの上、(2)の兼務辞令のところでございます。まず、最後の行の市民活動推進課、教育委員会社会教育課と具体的に2つの課が書いてありますが、今後センターをこの2つの課が管轄することが決まっているような書き方ですよ。この辺りも、方向性のみを示す書き方がいいと思います。そして兼務辞令という言葉は、委員の皆様はピンとききますか。なかなか聞き慣れない言葉であると思います。それよりも、2つの立場の権限とか、どちらの仕事もするような教育部局等、市長部局のどちらにも働くような権限を与えてほしいとかそういう書き方がいいと思います。

委員長

どうですか。兼務辞令、そこまで踏み込んでよいものか。はいどうぞ。

委員

踏み込んでもいいと思いますが、結局、全体がスタートして行って、その中で、やっぱり兼務辞令が必要だとかそういった問題は自然と起こってくると思います。しっかりと提言に書いていくのがいいのかどうかは分かりませんが、いずれにしても具体的なことについてはスタートした後だろうというふうに私は思っております。肝心なことは、我々社会教育委員が教育委員会に対して提言書をだすわけですよ。市長部局に出すものではないですよ。本当は市長部局に出したい。そしてここでいろいろ討議をしたい。教育委員会も頑張っているじゃないかと。それをなぜ、といたいところですが。社会教育委員としてこれを提出するから、教育委員会が市長部局としっかり協議を重ねていただきたい。そして、我々もこの中に参画をして、そして人づくり、その他様々なところに関わっていきたいということをしっかり教育委員会として言ってほしいなというふうに思います。よろしくをお願いします。せっかく今まで教育委員会が頑張ってきたことを、公民館が市長部局へ移管されるからといって、すべてが無しになるということは避けていただきたいと市長部局に言いたいですね。

委員長

はい。ありがとうございました。

他になにかありますか。兼務辞令について、方向性はどうしましょうか。具体的に提言に入れるかどうかは決めておいた方が良かな。

委員

退けておいていいのではないですか。

事務局

権限を与える。または、求めるという形で書けば、市長部局も兼務辞令のことであると想像できると思いますので、権限という形にしたいと思います。

また、先ほど指摘があったように市民活動推進課、社会教育課というのは確定していないことですので、市長部局、教育委員会という表現にしておこうと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。他はいいですかね。

では次に移ります。8ページ、4その他、そして終わりに、の部分。(4)の条件緩和の所はいいですか。終わりになにか付け加えることはありますか。

先ほど、社会教育委員が、教育委員会に望むということがありました。教育長がその後どうするか。もう私どもにはそれ以上の権限はありません。

はいどうぞ。

委員

はい。8ページのその他の終わりです。センター化後も公共性の担保についてはしっかりと検討をお願いしたいと書いてありますが、その辺、公共施設として、大きく逸脱することがないように、要は条例でしっかり定めていただきたい。定員等、センターの活用方法ですよね。条例の中には当然うたわれることとは思いますが、条例でしっかりと定めてほしいという、その条例という文言も入れておいたほうがいいと思います。

委員長

条例に明確にということですか。使用目的。公共性の担保を条例化してくださいということですね。そうであれば子ども食堂はできるのかな。NPO法人が公民館を使えるようになるということであれば。今、子ども食堂は山陽小野田市内にありますか。宇部はお寺さんでもやっています。私の知り合いのおばあさんが大森の地獄谷っていう飲み屋街で子ども食堂をやっています。居酒屋で。

はい、では時間になりましたが、どうしましょう。何かばたばたして、誠に申し訳ありませんが、先ほど説明がありましたように、提言書を早急に提出する必要が出てきましたので、皆様にご無理をいってお集まりいただきました。本日は誠にありがとうございました。事務局にお返しします。

その他

事務局

失礼します。委員の皆様、熱心にご協議いただき、誠にありがとうございました。初めに申しましたように、このたたき台を、今いただいたご意見を基に再構成という形で、作り直して、教育委員会に提出したいと思えます。

それでは事務局からお知らせをいたします。3点ほどあります。第1回の会議でもご案内をさせていただいた、県の社会教育委員連合協議会地区別研修会が、期日は決まっていますが11月に行われると県から言われております。そして第43回中国・四国地区社会教育研究大会愛媛大会は11月25日、26日で行われますが、こちらは録画視聴という形態で行われます。まもなく正式な案内が県の方から届くと伺っておりますが、もし出席のご希望がありましたら、事務局にご連絡をお願いいたします。最後3点目ですが、第3回の社会教育委員会議につきまして、期日等は未定です。冬に行いたいなと思っております。会議においてこういう事を議題に挙げてほしいというご意見がございましたら、事務局までお伝えいただければと思えます。

それでは終わりに社会教育課長舩林からあいさつを申し上げます。

社会教育課長

皆様、本日は熱心にご協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、このような非常事態といえますか、新型コロナウイルス感染拡大防止、集中対策期間中にこの会議を開催いたしまして、大変申し訳なく思っているところでございます。先ほど来嶋が申しましたように、市のほうのセンター化の進展が早まっており、9月中旬にこの提言を提出する必要が出てきてまいりました関係上、どうしても会議を先延ばしにはできず、会議を開催させていただきました。

本日、ご協議いただきましたことを基に提言を再構築という形態をとらせていただきます。再構築した提言を委員長に見ていただきまして、教育委員会に提出、そして、教育委員会は、市長部局のほうに提出するという流れになります。これで少しひと段落という感じですが、第1回の会議が進んで、第2回、第3回もやらないといけないという大変ばたばたとした状況でありましたが、皆様のご協力のおかげでなんとか提言を形にすることができました。本当にありがとうございました。

今後とも本市の社会教育の振興に向けて、お力添えをいただきますようによろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。それでは、会議を閉じたいと思えます。お疲れ様でした。